

令和8年度 奥州市 償却資産(固定資産税)申告の手引き

申告期限	令和8年2月2日(月)			
申告書提出先 申告の時は マイナンバーカードを 忘れずに持ってくるビン！  奥州市公式 マスコットキャラクター おうしゅう たろう	受付場所		受付日	受付時間
	奥州市役所本庁	3階税務課家屋係	随時	8:30~17:15
	江刺総合支所	1階 市民生活グループ	1月8日 (木)	9:00~16:00
	前沢総合支所	1階 特設窓口	1月9日 (金)	
	胆沢総合支所	2階執務室 特設窓口	1月6日 (火)	
	衣川総合支所	市民福祉グループ	1月7日 (水)	9:00~12:00
※土日祝日、年末年始を除きます ※総合支所の受付は、提出期限内であれば上記受付日以外も行いますが、出来るだけ上記受付日に申告をお願いします。				
担当 (問い合わせ先)	〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地 奥州市役所 税務課家屋係 ☎0197-34-2376 (直通)			

- ・郵送の際は上記担当まで提出用申告書と身分証明書のコピーを送付してください。
 なお、申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送を希望する場合は、必ず切手を張り付けた返信用封筒を同封してください。

ミーの名前はおうしゅうたろうだビン！
お米や野菜を作って出荷してみるビン！
たろうくんも償却資産申告してね>



<償却資産...？>



償却資産って
よく分からないビン...
誰か教えてほしいビン...

というわけで奥州市さんに
教えてもらおうビン！



＼コンニチハ／

●償却資産とは

工場や商店、農業、アパートや駐車場など、事業経営をしている法人や個人が、その事業のために所有している(貸し付けている)構築物・機械・工具・備品などの、有形の固定資産のことを言います。

地方税法第383条の規定により、事業を行っている方は、毎年1月1日現在において奥州市内に所在する償却資産を、1月31日(休日の場合は翌平日)までに申告することになっています。

●償却資産として申告の必要がある資産

前記の固定資産で、減価償却額または減価償却費が法人税または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものは、申告の必要があります。

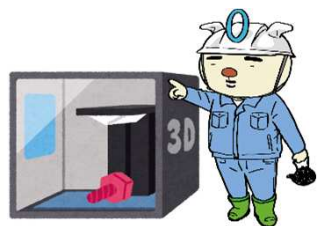
以下のような資産も、事業の用に供することが出来る状態であれば、償却資産の申告対象となります。

今は使っていないけど
管理はしてるビン



稼働を休止しているが、
維持補修が行われている
資産(遊休資産)

買ったけど今すぐには
使わない機械ビン



まだ稼働していないが、
すぐに使える状態の資産
(未稼働資産)

●税率と免税点

奥州市の固定資産税の税率は1.5%です。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は固定資産税が課されません。



免税点未満になる場合でも申告書の提出は
必要です。
事業を行っている人は、資産に変更等が
無い場合でも毎年申告しましょう。

●申告の必要がない資産（一例）

軽トラックは軽自動車税の対象だから
償却資産（固定資産税）の対象にならないピン



自動車税・軽自動車税の
課税客体となるもの

パソコンは備品だから
申告対象だけど、
中にインストールする
ソフトは申告しなくて
いいピン



ソフトウェアや営業権など
（無形減価償却資産）

個人事業者が10万円未満で購入した資産は
申告しなくてもいいピン



耐用年数1年未満or取得価額10万円未満の資産
取得価額20万円未満で3年一括償却を選択した資産



◎Check！



トラクターやコンバイン、乗用田植機などは、公道を走る・走らないにかかわらず、軽自動車税の課税客体となるため、ナンバープレートの取得が必須となります。（償却資産申告は不要です）



乗用装置が無い場合でも、トレーラタイプ農作業機などは
軽自動車税の課税客体になる可能性があります。



トレーラタイプ農作業機の例



マニュアルスプレッダ
（堆肥散布機）

※(株)デリカHPより引用



スプレーヤ
（薬剤散布機）

※(株)やまびこHPより引用



小型特殊自動車（乗用装置があり、
最高速度が時速35km/h未満）に該
当する農耕トラクタにけん引される
農耕作業用トレーラは、軽自動車税
の申告が必要です。

けん引される農作業機は軽自動車税
の申告対象になる場合があるピンね...。
畜産関係でもロールバレー（集草
機）などもこれに該当する可能性が
あるピン。注意するピン！



●特殊自動車の取り扱いについて

自動車税の課税対象である自動車、ならびに軽自動車税の課税対象である原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は償却資産から除かれます。しかし、道路運送法車両法第3条に規定する自動車のうち、**大型特殊自動車（車種別番号9及び90～99、0及び00～09）は償却資産に含まれます。**



ショベルローダーやロードローラーなど、一定の基準を満たす車両は大型特殊自動車という扱いになり、償却資産の申告対象になります。詳しくは別紙「乗用の小型特殊自動車（農耕用・その他）をお持ちの方へ」をご覧ください。市民税係までご確認ください。

●償却資産の特例について

・地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます（先端設備導入計画に伴う税制支援）。対象となる資産がある場合は下記資料を添付して提出して下さい。

- ①先端設備導入計画に係る認定申請書の写し
- ②市から交付された先端設備導入計画認定書の写し
- ③認定経営革新等支援機関による証明書（事前確認書・投資計画に係る確認書）
- ④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

・令和8年3月31日までに取得された太陽光発電設備については、最初の3年間分、当該設備に係る固定資産税が軽減される可能性があります。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10kW未満）は除きます。

※その他の特例については税務課までお問い合わせください。

●償却資産申告書の記載方法

受付印

提出した日をご記載ください。

8 年 1 月 4 日

奥州市長

殿

8 年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※ 所有者コード

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

個人の方はマイナンバー、法人の方は法人番号をご記載ください。

3 個人番号又は法人番号

123456789012

4 事業種目
(資本金等の額)

農 業

百万円

5 事業開始年月

令和 7 年 4 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名

おうしゅう たろう

(電話

)

7 税理士等の氏名

(電話

)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 該当するものを○で囲んでください。

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有・無

〒 0 2 3 - 8 5 0 1

岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

(電話 0 1 9 7 - 2 4 - 2 1 1 1

継続して申告する方については住所・氏名が既に印字してあります。新規の方は白紙の状態なので記載する必要があります。

当てはまる内容を記入します。「6 この申告に回答する者の係及び氏名」に記載する内容が申告者本人であれば空欄で構いません。

おうしゅう たろう

(屋号

)

資産の種類

取 得 価 額

前年前に取得したもの (イ)

前年中に減少したもの (ロ)

前年中に取得したもの (ハ)

計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)

1 構 築 物

2 機 械 及 び 装 置

～取得価額～

○前年前に取得したもの (イ) ...前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記載してください。
○前年中に減少したもの (ロ) ...前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記載してください。
○前年中に取得したもの (ハ) ...前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類ごとに記載してください。
○計 (イ) - (ロ) + (ハ) ... (イ) - (ロ) + (ハ) によって算出した取得価額の合計額を記載してください。

7 合 計

15 奥州市内

における事業所

等資産の所在地

① 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地

② 償却資産の所在地をご記載ください。

③

16 借用資産

(有 無)

貸主の名称等

リースを受けている資産の有無を選び、「有」の場合その貸主、資産名称を記載してください。

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有

借家

※奥州市使用欄

提出者

・本人
・代理人 (委任状 有・無)

番号確認

・個人番号カード
・通知カード
・住民票

身元確認

写真有

・免許証
・旅券
・個人番号カード
・住基カード
・その他 ()

写真無

・保険証 (後期高齢、介護、年金手帳)
・その他 ()

資産の種類

評 価 額

※

決 定 価 格

※

課 税 標 準 額

18 備考 (異動内容、添付書類等) 該当する箇所を○で囲ってください。

・資産の増減あり

・所有者の変更

・廃業 (市内事業撤退を含む)

・申告する資産なし

・資産の増減なし

※この欄は電算処理方式による申告をする方だけが使用する欄です。それ以外の方は記載しないでください。

※奥州市使用欄

異動区分

入力区分

入力処理

確 認

更 正

新規
修正
異動なし

一品
電算
電算優先

時期 (1期・2期・3期・4期)
その他 ()

●償却資産明細書の記載方法

8 年度 種 類 別 明 細 書

所有者名

おうしゅう たろう

所有者コード

1234567890

連番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減少の事由及び区分		増加の事由	課税標準の特例	適用年度	旧耐用年数
					年号	年	月			1.売却 2.滅失 3.移動 4.その他	1全部 2一部	1.新品取得 2.中古品取得 3.移動 4.その他			
1			アスファルト舗装	1	R	7	4	1000000	10	1・2・3・4	1・2	①・2・3・4			
1			ビニールハウス	1	R	7	4	500000	8	1・②・3・4	1・2	1・2・3・4			
2			田植機（手押し）	1	H	5	7	100000	7	1・②・3・4	①・2	1・2・3・4			
2			草刈機	1	R	7	4	200000	7	1・2・3・4	1・2	①・2・3・4			
2			ハーベスター	1	R	7	5	150000	2	1・2・3・4	1・2	1・②・3・4			
5			運搬車（手押し）	1	R	7	2	400000	7	1・2・3・4	1・2	①・2・3・4			
6			米冷蔵庫	1 2	R	5	8	250000 500000	6	①・2・3・4	1・②	1・2・3・4			
6			ノートパソコン	1	R	7	3	150000	4	1・2・3・4	1・2	①・2・3・4			
										1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
										1・2		・4			
										1・2		・4			
										1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
										1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			
										1・2・3・4	1・2	1・2・3・4			

取得した資産を記入する部分です。
「資産の種類」ごとに「購入した時期が早い順」に記載してください。
※年号は「令和」「令」「R」など、分かるように記載してください。
※減少した資産には横線をお引きください。
※資産の一部が減少した場合は、元々の数量・取得価額に横線を引き、元の数値の上に減少後の数値を記載してください。
※耐用年数が分からない場合は、提出の際に職員へ確認してください。

増加・減少した資産について
当てはまる事由の数字を○で
囲んでください。

※中古で購入した資産の耐用年数について



中古の農機具を購入したビン。
新品だと農機具の耐用年数は7年だけど
中古だとどうなるビン？



中古資産の場合「法定耐用年数から製造されてからの経過年数を引いた年数」または「2年」のうち、大きい方の数字が耐用年数になります。
例えば、使用してから3年経っている農機具だと7年－3年＝4年になりますし、製造から10年経っている農機具だと7年－10年＝2年（最低値）となります。

資産の種類
1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶
4:航空機 5:車両及び運搬具
6:工具 器具及び備品

小 計				2 650 000
累 計				



取得価額は、資産の取得に要した全ての金額で記載してください。

資産を使用するためにかった費用は全て足す必要があるピン！


本体価格
500,000円

+


輸送・設置費用
500,000円

=


1,000,000円で申告！



法人税法または所得税法上による圧縮記帳は、固定資産税上の償却資産申告では認められていません。圧縮額を含めた実際の取得価額で申告してください。

ミーは50万円しか払ってないけど、補助金や下取金を含めた100万円で申告する必要があるピン！


本体価格
1,000,000円

=


補助金・下取金
500,000円

+


自己資金 500,000円
→1,000,000円で申告！

 取得価額に「消費税」を算入するかについては、税務上採用している経理方式により申告してください。所得税申告を税抜会計で計算していたら税抜、税込会計で計算していたら税込価格で取得価格を申告します。

●電算処理方式により償却資産を申告する場合

電算処理方式により申告する場合も、令和8年1月1日現在に所有する全ての資産がわかる書類（種類別明細書等）を必ず添付してください。（前年度と資産内容に変更がない場合でも同様です。）

なお、eLTAX(地方税ポータルシステム)により申告する場合、所有者コードの欄には送付した申告書に記載されている所有者コードまたは納税通知書に記載されているお問い合わせ番号を必ず記入してください。（新規の申告の場合は空欄のままで構いません。）

●地方税と国税の主な違い

項目	固定資産税（償却資産）	法人税・所得税
償却の計算期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める原価率	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
中小企業者等の少額資産の損金算入特例（租税特別措置法）	金額に関わらず認められません	認められます

●リース資産の申告について

リース資産は、その資産の所有者（リース会社等）が申告することになりますが、契約の内容により取り扱いが変わります。

①一般的なリース契約

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、**貸主が申告**します。

②所有権留保付割賦販売契約

リース期間中、資産の所有権を貸主（リース会社等）に留めておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転する場合は、地方税法第342条の規定により貸主と借主の共有財産とみなされます。この場合は**借主が申告**します。

通常のリース


リース会社さんが申告するピン
借主

←

機械等を貸す

 リース期間が終わったらちゃんと返してね
リース会社

→

リース期間終了後返却

 リース会社

→貸主（リース会社）が申告

所有権留保付割賦販売契約


リース期間が終わったらそのまま購入するピン
借主

←

機械等を貸す

 返さないんだしたらうくんが申告してね
リース会社

→

リース期間終了後買取

 リース会社

→借主が申告

●課税対象となる主な償却資産の種類及び耐用年数



ここに例示する資産の種類・耐用年数はあくまで標準的なものです。
構造や用途によって異なる場合がありますので、詳しくは担当職員までお問い合わせください。

1 構築物

構築物とは「土地の上に建てられた建物以外の工作物」のことを言います。農業関係だとサイロなどが、共同住宅（アパート）関係だとフェンスや側溝、アスファルト舗装などが該当します。

花壇・緑化施設.....	20年	ビニールハウス・パイプハウス	
屋外給排水施設・側溝・コンクリート舗装...	15年	→骨格部が金属造.....	14年
井戸・堆肥舎（家屋の課税対象外のもの）...	14年	→骨格部が木造.....	5年
自転車置場・フェンス・アスファルト舗装...	10年	→骨格部がその他造....	8年 等

2 機械及び装置

機械及び装置には、各種製造業、サービス業や小売業...様々な業種で使われる設備が該当します。
太陽光発電設備や農業機械もこの区分に入ります。

太陽光発電設備.....	17年	農業用設備... 7年	
洗濯業・理美容業設備.....	15年	↓	
食料品製造業・食料品卸売業・宿泊業設備...	10年	乾燥機・管理機・草刈機など、	
金属製品・電子部品製造業設備.....	6年 等	農業に使用する農機具は全て 7年	

5 車両及び運搬具

車両及び運搬具には、台車や運搬車などが該当します。自動車税、軽自動車税の対象になる資産も多いため、申告の際は注意が必要です。また、大型特殊自動車（ショベルカーやクレーン車など）はナンバー取得の有無に係らず、「2 機械及び装置」での申告をお願いいたします。

台車（金属製）・構内運搬車.....	7年	台車（金属製以外）・フォークリフト...	4年 等
--------------------	----	----------------------	------

6 工具・器具及び備品

工具及び器具には、事業で使う身の回りの色々なものが該当します。
テレビや冷蔵庫、エアコンといった家電類、医療機器や楽器などもこの区分に入ります。

事務机・キャビネット（金属製）.....	17年	医療機器	
冷蔵庫・洗濯機・エアコン・暖房.....	6年	→歯科診療用ユニット.....	7年
楽器・コピー機・テレビ・理容機器.....	5年	→調剤機器・ファイバースコープ...	6年
スマートフォン・パソコン.....	4年	→消毒殺菌用機器.....	4年 等

●申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

・正当な理由なく申告をされない場合には、地方税法第386条及び市税条例第75条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により拘禁または罰金を科されることがあります。

●申告内容の確認及び国税資料の調査について

・申告書の受理後、申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び408条の規定に基づき、問い合わせや資料の提供依頼、実地調査を行っています。また、地方税法第354条の2に基づき、法人税または所得税に関する国税資料の閲覧を行っています。国税資料（青色申告決算書類等の所得税申告書の付属書類及び添付書類）と償却資産申告書の資産明細との突合により、申告漏れが発見された場合、修正申告を行っていただく場合があります。



適正な課税のためには事業者の皆様のお力が必要不可欠です。
申告内容に対する質問を行ったり、職員が調査に伺うこともありますが、
なにとぞご協力をお願いします。



担 当
（問い合わせ先）

〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地
奥州市役所 税務課家屋係 ☎0197-34-2376（直通）